

各区における改善策等の取組について

項 目	区	改善策等の実施状況
運営体制 【利用しやすさ】 夜間・休日の電話対応	安 芸 区	夜間・休日の電話を受け付けた法人施設等の職員からセンター職員への連絡体制が整えられており、緊急対応を要する場合には迅速に対応ができる体制を今後も継続していくことを区地域支えあい課が確認した。
運営体制 【介護予防ケアマネジメントの担当件数】	中 区 東 区 安佐北区	職員やプランナーの退職等があり、体制整備が十分ではなかったセンターもあるが、区地域支えあい課が設置法人にプランナーの適正配置について働きかけるとともに、担当件数表を毎月確認することにより、上限件数を超えないよう努めている。
職員体制 【職員の配置状況】	佐 伯 区	職員の補充を行い、昨年度から続いていた欠員については解消した。区地域支えあい課において、職員退職時等には職員の配置状況やセンターの運営状況について確認している。
職員体制 【経験豊富な職員配置状況】	東 区 西 区 安佐南区 安佐北区 佐 伯 区	区地域支えあい課から法人に対して、経験豊富な職員の配置を働きかけているほか、職種（事業）別の連絡会の開催や事業の区内センター合同開催を通じて、他のセンター職員との関係づくり、職種間の連携強化、資質向上を図っている。 また、各センターにおいては、職員の育成や定着率が向上するような環境作りや研修等を行っている。
広報活動 【認知度】	中 区 南 区 西 区 安 芸 区 佐 伯 区	センターのチラシを市民公開講座で配布すること、郵便局や金融機関、医療機関に設置することで、あらゆる年代に向けた広報を実施している。 また、各センターにおいても、地域の関係団体や金融機関等と連携してセンターだよりを作成し、積極的に広報を行っている。センターによっては、カードサイズのパンフレットを作成し、対象者に合わせた普及・啓発に取り組んでいる。